社会福祉法人　博愛社

役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人博愛社（以下「当法人」という）定款第８条および第２２条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）　専任役員等（法人の役員等であって、理事会及び各種委員会出席以外に法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たる者）については、報酬を支給する。

（２）　非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

（専任役員等の報酬等の算定方法）

第３条　専任役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表第１に定める額

（２）　交通費については、有期契約職員等就業規則第３１条に準じて支給する。

（２）　交通費については、支給しない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表第３に定める額

（２）　交通費については、自宅から会場まで最も合理的かつ経済的であると当法人が認めた経路に基づき計算を行い、計算結果から２０００円を差し引いて差額がある場合に限り実費支給する。

（３）　非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（４）　報酬総額については、各年度の総額が１００万円を超えない範囲とする。

（当法人職員兼務役員の報酬等の算定方法）

第５条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表第２に定める額

（２）　交通費については、支給しない。

（報酬等の支給方法）

第６条　専任役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）　報酬については、毎月２３日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、高齢者福祉事業職員給与規程第３条に準じた日とする。

２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

４　報酬等は、本人が指定した本人名義の銀行口座に全額を振込によって支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに専任役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　専任役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第８条　この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）５０　銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）５０　銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

（公表）

第９条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第１０条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１１条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

１．この規程は、２０１７（平成２９）年　６月１０日より施行する。

２．この規程は、２０１９（令和　１）年　７月　１日から改定する。

３．この規程は、２０２３（令和　５）年　４月　１日から改定する。

４．この規程は、２０２６（令和　８）年　３月２８日から改定する。

別表１（専任役員等の報酬）

	報酬額
理事長報酬	月額１００，０００円以内～月額　５００，０００円以内
業務執行理事報酬	月額　８０，０００円以内～月額　４００，０００円以内

※　報酬の月額限度額については、高齢者福祉事業給与規程による俸給最高額 487,000 円と児童福祉事業給与規程による俸給最高額 498,755 円を参考に検討し、500,000 円とした。

※　報酬月額を５で除し、週当たりの勤務日数によって 100,000 円（週１回）～500,000 円（週５回）を理事長報酬の下限、上限とし、業務執行理事報酬については理事長報酬基準の８０％とした。

別表２（職員理事の報酬）

	報酬額
業務執行理事報酬	月額６０，０００円
理事報酬	月額３０，０００円

別表３（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	１１，１３７円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１６，７０５円

（２）理事

	日額
理事会への出席	１１，１３７円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１６，７０５円

（３）監事

	日額
監事監査等への出席（半日／全日）	３３，４１１円～５５，６８５円
理事会、評議員会への出席	１１，１３７円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１６，７０５円